

カトリック京都司教区・唐崎教会管理野添墓地管理規定 補足事項

野添墓地管理規定第 17 条【共同墓地】の運営に関し、以下の点を墓地管理委員会で決定いたしました。

- 1, 家族墓の使用権契約者が共同墓地への改葬を希望した場合は、以下①～④の全てに該当する方は使用権料(50,000 円)を免除し、1 遺骨につき 50,000 円の永代管理料のみを一括納付する。
 - ① 唐崎教会・安曇川教会所属信徒
 - ② 家族墓の使用権契約者が使用権を返納(墓地管理規定 10 条6項)し、共同墓地への改葬を行う場合。
 - ③ 家族墓の使用権契約中に墓地管理費の未納が無い。
 - ④ 家族墓返却後の墓石撤去・原状復帰は使用権者が行う。
- 2, 家族墓の使用権契約者が亡くなり、祭祀を継承すべき親族が不在または遠方に在住するため、永代供養を希望するが、直ちに共同墓地への改葬を望まない場合は、以下の方法を選択できる。
 - ① 10 年分の墓地管理費(現行 25,000 円)と家族墓返却後の墓石撤去・原状復帰費用(凡そ、70,000 円)及び共同墓地の永代管理料 50,000 円(1 遺骨につき)・共同墓地刻銘プレート代(凡そ 15,000 円)の合計額を墓地管理委員会がお預かりする。
 - ② 10 年後にご遺族の意向を確認し、同意が得られれば共同墓地に遺骨を改葬し、お預かりした費用で刻銘プレート作成・家族墓の墓石撤去・原状復帰を行う。
 - ③ ご遺族がさらに 10 年間の延長を希望された場合には、墓地管理費 10 年分を徴収する。
 - ④ 延長期間中に刻銘プレート作成費、墓石撤去・原状復帰の費用が値上がりした場合には、差額を追加徴収できる。
- 3, 前記1・2に該当するご遺族の方には、墓地管理委員会よりのお知らせ文書はこれまで通り、郵送する。